

住民監査請求の監査結果について

次の住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に基づき監査委員が監査を行いましたので、監査結果を公表します。

第三者調査依頼に係る公金の支出に関するもの**経過**

令和8年7月21日 職員措置請求書受付
令和8年8月3日 監査委員会議にて審議（要件審査）
令和8年8月28日 請求人及び監査対象局職員の陳述
令和8年9月17日 監査委員会議にて審議（結果決定）

監査請求の要旨

横浜市長の不適切な言動等に係る第三者調査に対する公金の支出根拠に違法があるため、公金の支出の差止めをしてください。

監査の結果

本件請求について、請求人の主張には理由がないと認めます。（棄却）

＜監査委員の判断＞

- （1）本件調査の実施について
監査結果公表文9ページに記載のとおり
- （2）本件調査における依頼先の選定について
監査結果公表文10ページに記載のとおり
- （3）本件調査に係る公金の執行手続について
監査結果公表文10ページから20ページまでに記載のとおり
- （4）本件支出手続に関する法的評価について
監査結果公表文20ページから21ページまでに記載のとおり
- （5）本件調査の附属機関該当性について
監査結果公表文21ページから22ページまでに記載のとおり

以上のことから、本件支出については違法又は不当な財務会計上の行為に該当するとは言えず、請求人の主張には理由がないと判断しました。

＜意見＞

一般に第三者による調査費用は、専門的知見を有する外部の第三者に対し、事実関係の調査、原因分析、評価等を委託するために支出される経費です。第三者調査の実施に当たっては、調査の目的、必要性及び調査範囲を明確にするとともに、調査の独立性及び客観性を確保した上で、市民の行政に対する信頼の確保及び事務処理の透明性を確保した適正な執行を図ることが求められます。そのため、附属機関制度との関係や契約内容の明確性等が課題となる場合があり、次のとおり意見を付します。

(1) 附属機関制度の趣旨を踏まえた運用について

附属機関については、地方自治法第138条の4第3項に基づき条例による設置が必要とされており、附属機関として設置した場合には、条例等による定めの下で運用されることとなるため、議会による関与及び統制が及ぶ仕組みとなっています。その意味においては、報酬額の設定や組織運営の透明性を確保する上で一定の制度的担保が存在するといえます。

本件調査については、市会からの要請もあり、迅速に実施することが求められていた事情は認められます。しかしながら、その実施に当たっては、複数の弁護士に対し事実上共同して行う調査を個別の契約として依頼するなど、組織の位置付けや契約形態について制度上の整理をより明確にしておくことが望ましい面も認められました。

行政機関の意思決定に際して、当該執行機関の要請により、その行政執行に必要な調停、審査、審議又は調査等を行うことを職務とする合議制の機関を設置するような場合には、附属機関該当性について、今後も引き続き慎重に判断されるように望みます。

(2) 第三者調査の実施体制及び報酬設定の在り方について

本件調査は、専門的知見を有する公正中立な第三者に調査及び報告を依頼する点において、包括外部監査と共通する性質を有するものと考えられます。

包括外部監査においては、包括外部監査人を中心として補助者を活用する体制が採られ、その責任の所在が明確にされています。また、報酬額についても、タイムチャージ方式の算定を基本にしながらも、最終的に支払う上限額があらかじめ明らかにされた契約となっており、監査体制や契約内容の透明性が確保されています。

これに対し、本件調査においては、調査体制の整備において、責任の所在が不明確であったり、報酬額全体に係る上限や算定根拠等について、あらかじめ明確な基準が定められていたとはいえない面が認められ、結果として支払われた報酬額の合計は、包括外部監査に係る報酬額と比較して相当程度高額なものとなっています。

第三者調査は、今後も必要に応じて実施される可能性があることから、その実施に当たっては、調査体制、報酬額の算定方法その他必要な事項について、可能な限り明確な基準を整備するとともに、必要に応じて市会に対して十分な説明を行い、その理解を得ながら運用していくことを望みます。

(3) 契約時の条件及び取決め事項等について

本件調査は、複数の調査委員及び補助員が連携して実施された共同調査としての性格を有していたものと認められます。他方、共同調査体制の内容や委員間における情報共有の範囲及び方法については、関係文書上必ずしも明確に整理されていたとはいえませんでした。

本件においては、情報管理上の問題その他調査結果の信用性に影響を及ぼす具体的な支障は認められませんでした。第三者調査においては個人情報及び機密情報を適切に管理するとともに、調査の透明性及び事後的な説明責任を確保することが重要です。

このため、今後、本事案のような外部専門家による第三者調査を準委任契約により実施する際には、共同調査体制における各関係者の役割、情報共有の範囲、守秘義務の取扱い等について、あらかじめ文書上明確化する等、対外的にも誤解されることのないようにしておくことが望ましいと考えます。

(4) 報酬基準に定められる事務的経費の取扱いについて

本件調査に係る支出の中に、録音機器及び記録媒体の購入代金を事務的経費として認めているものがありますが、録音機器及び記録媒体は、通常、弁護士が保有しているものと認められるため、新規に購入する必要性については慎重な検討が必要と考えられます。また、本件調査が終了した後の取扱いも明確になっておらず、仮に調査委員がそのまま保有するのだとしたら、市が負担する経費として認めたことの妥当性について十分な説明がなされているとはいえません。

報酬基準に基づいた支出を行っており、機器自体は調査業務の遂行に一定の関連性を有することから、直ちに不当な支出であるとまでは認められないものの、今後同様の業務を外部専門家に依頼するに当たっては、業務の遂行に通常必要と認められる事務用品については、受任者が負担すべきものか、あるいは依頼者が別途負担すべきものかをあらかじめ整理するとともに、購入後の帰属及び利用方法を明確にした上で支出を行うなど、経済性及び適正性が確保された取扱いがされることを望みます。

※ 監査結果公表文については、次のURLを御覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/kansa/kekka/kekka-ju.files/20260721.pdf>



【参考：住民監査請求の監査結果（一覧）】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/kansa/kekka/kekka-ju.html>



【参考】地方自治法抜粋
(住民監査請求)

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2～4 省略

5 第1項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

6～11 省略

お問合せ先	
監査管理課長	佐藤 Tel 045-671-3354